

日本認定遺伝カウンセラー協会公式ソーシャルメディア 利用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、日本認定遺伝カウンセラー協会に属する者（以下、協会員）が当協会の管理運営するソーシャルメディアを利用するに際し、そのリスクを理解した上、協会員、各協会員所属施設、各関連学会、一般ユーザーその他の利害関係者の利益や権利を害しないために、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この規程で定めるソーシャルメディアとは、日本認定遺伝カウンセラー協会が管理運営する SNS（Facebook、Twitter）、YouTube 等、インターネットを利用してユーザーが相互にコミュニケーションを行うことのできる情報伝達媒体をいう。

(適用対象)

第3条 この規程は、すべての協会員に適用する。

(基本原則)

第4条 協会員は、ソーシャルメディアを利用する場合、次の基本原則を理解し、遵守しなければならない。

- 1) 協会員として自覚と責任を持つこと
- 2) 法令およびその他の各種規程、日本認定遺伝カウンセラー倫理綱領を遵守すること
- 3) ソーシャルメディアへの情報発信が半永久的に残ること、および瞬時に拡散し得ること等を理解し、発信する情報の内容を慎重に吟味すること

(禁止事項)

第5条 協会員は、ソーシャルメディアを利用する場合、次の各号に掲げる情報を発信してはならない。

- 1) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報
- 2) 協会または第三者の権利を侵害する情報（著作権・商標権・肖像権等）
- 3) 協会を代表する見解や意見と誤解され得る意見等の情報
- 4) 誹謗中傷、虚偽の内容を含む情報
- 5) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- 6) 違法行為または違法行為を煽る情報
- 7) 法令、その他の規程で禁止された情報

(不適切利用への対応)

第6条 前条に照らして不適切と判断される情報を発信した場合、当該者は理事会に対し、速やかに報告を行わなければならない。理事長の指示に従い、ソーシャルメディア上において、迅速な削除または訂正など必要な協力を行う。削除または訂正の選択および具体的方法については、理事長の指示に従い、協会員だけの判断では行わない。また、理事会により不適切と判断された情報についても、理事長の指示のもと、ソーシャルメディアの管理運営者により当該情報の削除または訂正を行うことがある。

(損害賠償)

第7条 協会員がこの規程に違反した場合、理事会は、これにより協会が被った全部または一部の損害の賠償を当該者に求めることができる。

(相談窓口等)

第8条 ソーシャルメディア利用に関する相談窓口およびこの規程に違反する事実の通報窓口は広報・ネットワーク委員会担当理事とする。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。